

事 務 連 絡

平成22年8月27日

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）

労働保険適用徴収主務課（室）長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部労働保険徴収課

業務担当課長補佐

労働保険料の還付処理に係る適正な管理について

標記については、労働保険適用関係事務処理手引等に基づき適正に処理を行っていただいているところであるが、今般、一部の局において、「改定確定保険料決定通知書」（メリット通知）及び「労働保険料還付請求書」に係る処理を行わないまま放置したことにより、還付金が消滅時効にかかる、あるいは、有期メリット制適用による保険料の還付が滞る事案が発生したところである。

このような事案の発生は、一部の事業主の不利益となるだけでなく、国民の労働保険制度への信頼失墜につながる恐れがあることから、今後は、下記に留意の上、一層の適正管理に努めるようお願いする。

記

1. 処理状況の確認

以下に例示する書類等を用いて、事案ごとの処理状況について管理を徹底すること。

また、処理状況については担当が毎月1回確認を行い、未処理事案を上司（補佐又は室長）に報告する等により、組織的な牽制体制を構築すること。

- ① 「改定確定保険料決定通知書」（メリット通知）を発出すべきものについては、本省労働基準局労災補償部労災保険業務課より送付される「有期「メリット制」（計算・適用）事業場名簿」を利用して、処理状況を確認すること。

- ② 事業廃止等のため労働保険料確定申告書を提出し精算処理を行った結果、還付金が生じたものについては、適用徴収システムより出力される「徴収決定仕訳書」、「還付金合計出力表」等を利用して、処理状況を確認すること。
- なお、上記書類以外に、各局独自に処理状況を確認できるシステム等がある場合には、これにより確認することとしても差し支えない。

2. 引継の徹底

人事異動に伴う引継書には未処理事案をすべて列記するよう徹底すること。